

議第56号

令和2年度滋賀県モーターボート競走事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和2年度滋賀県のモーターボート競走事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入および支出）

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 モーターボート競走事業収益		千円 65,719,698	千円 4,852,411	千円 70,572,109
	1 営業収益	65,659,625	4,851,559	70,511,184
	2 営業外収益	60,073	852	60,925

支出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 モーターボート競走事業費用		千円 63,486,826	千円 3,691,205	千円 67,178,031
	1 営業費用	62,839,259	3,295,195	66,134,454
	2 営業外費用	647,567	396,010	1,043,577

（資本的支出）

第3条 資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（資本的収入額15,000千円が補正後の資本的支出額に対して不足する額 1,297,554千円は、減債積立金 944,980千円、建設改良積立金77,909千円、過年度分損益勘定留保資金 241,657千円および当年度分損益勘定留保資金33,008千円で補填するものとする。）

支出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出		千円 1,330,300	千円 △ 17,746	千円 1,312,554
	1 建設改良費	206,640	△ 18,348	188,292

議第56号 令和2年度滋賀県モーターボート競走事業会計補正予算（第4号）

	3 投 資	1,202	602	1,804
--	-------	-------	-----	-------

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
職 員 給 与 費	千円 355,622	△ 千円 14,628	千円 340,994
交 際 費	120	△ 90	30

上記の議案を提出する。

令和3年3月11日

滋賀県知事 三日月 大 造